台
1

令和８年６月１日

長崎港台風等対策委員会　委員等各位

長　　崎　　港　　長

台風第６号の接近に伴い、長崎港に、

６月１日午後５時００分「第一警戒態勢（準備勧告）」

を発令する。

港則法第３９条第４項の規定に基づき、下記の措置をとることを「勧告」する。

記

第一警戒態勢（準備勧告）

措　　　　　置
１　在港船舶は、台風等の動向に留意し、乗組員の待機、けい留索の補強、機関の起動準備等荒天準備を行うとともに、状況に応じて速やかに運航できるよう準備すること。 なお、船舶の設備に応じてＶＨＦを常時聴守し、ＡＩＳを起動する。
２　危険物積載船は、強風域に入る前の十分余裕のある時期に荷役を中止し、在港船舶と同様の措置をとること。
３　小型船等は陸揚げするか、船溜りその他安全な場所に避難し、または状況に応じて速やかに避難できるように準備すること。
４　海上における工事・作業現場、造船所及び岸壁上においては、風浪による流出の恐れのある物件の固縛、陸揚げ移動等の荒天準備をすること。
※　長崎港において、台風の来襲時には、第３区及び第４区における錨泊は自粛する。

問い合わせ先

長崎海上保安部　交通課　航行安全係　　電話　０９５－８２９－２８１９

※　海の安全情報ホームページにも掲載しています。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/